

ご説明資料

令和5年9月

【事実関係1(本件の事案概要)】

- MGM・オリックスコンソーシアム(MGMリゾーツ・インターナショナル(以下「米MGM」とオリックスにより構成)から大阪府市に提供された大阪IRの図等の中に、利用許諾を得ていない可能性が高いアート作品のデザイン(2点)が含まれていることが認定後に発覚(4/14の新聞報道等を受け、4/17に大阪府市・IR事業者等において発表)。
- その後、IR事業者及びその関係者において調査を実施。
 - ・利用許諾が得られていないアート作品が合計3点あることが判明(新たに判明した1点は米MGMにおいて事後的に利用許諾を取得済)。また、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等が一部存在することが判明(以下、合わせて「本件」)。
 - ・米MGMにおいて、著作権の権利処理が行われる体制となっていた。
 - ・一部のアート作品について、米MGMに対し使用拒否の連絡がなされたものの、適切な内部確認を経ることなく大阪府市に図等を提出した。また、公開された図等を見た第三者から当該デザインに関する問合せが大阪府市にあり、大阪府市が利用許諾状況を確認した際も米MGMにおいて適切な内部確認を行わなかった。
- IR事業者(大阪IR株式会社)の体制は代表取締役2名のみ。最大出資者は、日本MGMリゾーツ(米MGMの完全子会社:以下「日MGM」とオリックス。

詳細は資料4-2をご参照

【事実関係2(要求基準7の審査)】

- 「IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない」とする要求基準7の審査においては、以下の点などを確認し、要求基準7に適合するものと評価した。
 - ①IR開業に向けて今後、会社法上の大会社に求められる体制として内部監査部門・法務部門・コンプライアンス部門を整備することや社員に対しコンプライアンス研修の受講を義務付けることを計画していること。
 - ②IR事業者の「誓約書」において、IR整備法その他の法令を遵守し、区域整備計画を信義に従って誠実に実施すること、その他コンプライアンスの確保のための取組の実施及び当該取組の実施のために必要な体制の構築に万全を期することを誓約していること。

【本件に関する見解(案)】

- IR事業者を審査対象とする要求基準7との関係から、以下のとおり整理する。
 - IR事業者において利用許諾が得られていないアート作品のデザイン、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等を含む区域整備計画の関連書類の作成・認定申請を行った点について前述の誓約書に反している状況であるが、
 - ・米MGMにおいて著作権の権利処理が適切になされなかつた点を発端としていること
 - ・IR事業者の現体制が代表取締役2名のみであったことを踏まえると、一定程度その事情を汲む余地があるといえる。
 - また、大阪府市・日MGM・オリックスとともに、4/14の報道等の後の速やかな謝罪、問題の図等の利用停止措置、再発防止に取り組む旨を公表(4/17)していることを踏まえると、コンプライアンスに関する事後的な対応体制を有しているといえるほか、第三者が作成したアーティストの作品のデザインを使用する際のプロセスの強化、社員教育といった再発防止策に取り組もうとしている点も見受けられる。
 - 以上を踏まえると、本件のみをもって、IR事業者としてコンプライアンス確保の体制・取組が、再審査を行うほど不十分であると判断するまでには至らないものと考える。
-
- なお、区域整備計画の関連書類である施設の外観等を示す図等の中に、利用許諾が得られていないアート作品のデザイン、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等が含まれている状況である。
 - 本件を踏まえ、一部の関連書類の内容に変更が生じることとなるが、この変更によりIR施設全体の外観、個別のIR施設の外観等が大きく変わるものではなく、審査結果への影響はないものと考える。

大阪IRのデザイン無断使用事案について

【本件に関する大阪府市・IR事業者等の対応】

- 大阪府市として本件を重く受け止め、深くお詫びするとともに、アーティスト及びクリエーターの方々等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を改めて認識し、今後、IR事業者等への指導も含め、同様の事案が生じることのないよう対応を徹底し、再発防止に取り組んでいくことを公表。
- 公表された再発防止策については下記の通り。

<IR事業者での再発防止策>(資料4-2 大阪府市プレスリリースより転記)

① 第三者のアート作品の使用に係るプロセスの強化

レンダリング・ペース図に使用する第三者のアート作品については、使用する作品、許諾の有無・条件・内容を含めた権利処理状況を一元的に管理するための標準化されたプロセスを導入し、担当部門がかかるプロセスの管理に責任を負うと共に、レンダリング・ペース図を外部に提出する前に、法務部門等が権利処理状況を確認することをルール化する等、第三者のアート作品の使用に係るプロセスを強化する。

② 広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスの強化

広報資料に使用する写真等については、使用する著作物及び肖像等並びに、許諾の有無・条件・内容を含めた権利処理状況を一元的に管理するための標準化されたプロセスを導入し、担当部門がかかるプロセスの管理に責任を負うと共に、広報資料に使用する写真等を外部に提出する前に、法務部門等が権利処理状況を確認することをルール化する等、広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスを強化する。

③ コンプライアンス意識の向上と教育の徹底

大阪IR株式会社の従業員に対し、定期的に、アーティスト等の権利保護、知的財産権の適切な取扱い、著作権等に対する権利処理の重要性に関する従業員トレーニングを実施する。また、今後も定期的に研修を実施し、継続的に社員のコンプライアンス意識の向上と教育の徹底に努める。

＜大阪府・市での再発防止策＞(資料4-2 大阪府市プレスリリースより転記)

①著作権等の権利処理状況の確認プロセスの強化

- ア 大阪IR株式会社から提出を受けた成果物の内容を大阪府・市の広報に使用する場合(広報での使用を前提に、成果物の提出を受ける場合を含む。)、大阪IR株式会社から、当該成果物に第三者の著作権等が含まれているかどうか、また、当該成果物に第三者の著作権等が含まれているときは、利用に問題ないか確認するため権利処理状況を記載した書面を提出させる。
- イ 大阪府・市の広報に使用するため大阪IR株式会社から提出を受けた成果物については、成果物に含まれるデザイン・画像等ごとに権利処理状況の確認結果を記録した管理簿を作成し、一元的に保管・管理する。

②知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底

IR推進局の職員に対し、定期的に、本事案の教訓及び文化庁作成教材等を活用した局内研修を実施するとともに、大阪府・市や文化庁等が開催する研修・講習会等を積極的に活用し、知的財産権の保護に関する教育の徹底と意識の向上に努める。

【審査会員会の見解】

- 区域整備計画の関連書類や大阪IRのPR動画等の中で、利用許諾が得られていないアート作品のデザインが含まれていたことは、著作者に対する礼を失した行為であり、また、権利処理が未了である又はその可能性を排斥できない画像等の存在が判明したこと(以下、本件)も含め、非常に残念である。
- 加えて、大阪IRは魅力増進施設等におけるアーティストとのコラボレーション等を通じ日本の文化を積極的に発信していくことを計画しているにもかかわらず、本件の内、一部は日本を代表するコンテンポラリーアーティストとして世界で高い評価を受ける2名の作品のデザインだった点を踏まえると、関係者の認識の甘さが感じられ、芸術・アーティストの世界で本件が対外的に生みうるマイナスイメージを思うと一層残念であると言わざるを得ない。
- また、本件の一部の事案が認定直後に発覚し、マスコミに報道されている点などを踏まえると、社会的に認知された事案であり、今後の事業者の対応如何によっては、より大きな問題に発展しかねないものであると考えられ、IR事業者およびその関係者(大阪府市・米MGM・日MGM・オリックス)は、このことを重く受け止めるべきである。
- 以上を踏まえ、IR事業者およびその関係者は、二度とこのようなことが起きないよう再発防止を徹底とともに、信頼・イメージ回復に全力を尽くすことを求める。なお、著作者本人との関係では、関係者は誠意をもって対応していくことを期待する。
- また、本件の事案の内容および審査委員会の見解を踏まえた上で、国土交通省観光庁においてIR事業者(必要に応じて米MGM・日MGM・オリックスを含む)に対して十分適切な対応を行う必要があると考える。

【事務局の今後の対応方針(案)】

- 前述のとおり、要求基準7の不適合とするまでには至らないものの、前述の誓約書に反している状況下であるため、IR事業者において、コンプライアンスの確保のための取組の早期実施及び当該取組の実施のために必要な体制の早期構築を求める必要がある。
- 今般、大阪府市・IR事業者において権利処理状況の確認プロセスの強化等の再発防止策が講じられることとなり、その内容については一定評価できる。今後、大阪府市・IR事業者が着実に再発防止策を実施していることを確認するため、実施状況の早期の報告を求めるとともに、実施状況評価において以下の条件が満たされていることを確認していく旨の指導を行うこととする。

※条件(案)

大阪府・大阪市及び設置運営事業者は、利用許諾を得ずに芸術作品のデザイン等を使用した事案を踏まえて、同種事案の再発防止を徹底すること。また、MGMリゾーツ・インターナショナルに対しても、再発防止の徹底を要請すること。

また、設置運営事業者は、コンプライアンスの確保のための取組の早期実施及び当該実施のために必要な体制の早期構築に万全を期すこと。

- なお、再発防止策が実行されていないことなどが確認された際は、IR整備法第30条に基づくIR事業者への指示を行い得る。